

各位

大分県総務部行政企画課長  
大分県商工観光労働部情報政策課長

県や市町村に対する手続で負担と感ずることについて（依頼）

県政の推進につきまして、日頃から多大なご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年5月にデジタル手続法が公布され、行政手続の電子化により住民の利便性向上を図ることとされました。本県においても、行政手続の電子申請を可能とすることなどにより、皆さまの負担軽減を図っていくことを検討しています。

そこで今回のアンケートは、皆さまが、負担と感ずる県や市町村の行政手続についてお伺いし、今後、電子申請化等簡素・効率化の取組を検討する上での参考とさせていただきたいと考えています。

なお、本通知は各団体事務局さまあてお送りさせて頂いております。会員さまがいらっしゃる団体さまにおかれましては、可能な範囲で構いませんので本通知を展開していただきますようお願いいたします。

皆様からのご意見をお待ちしております。

○提出期限 令和元年11月15日（金）まで

○回答方法 URLもしくはバーコードから回答してください

<https://www.egov-oita.pref.oita.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=ITSEMIVk>



担当：行政企画課行政企画班 中川

TEL：097-506-2239

県・市町村における行政手続きの例

【県への手続】

申請者	手続	備考
県民	特定医療費（指定難病）支給関係手続	・支給申請 ・更新申請  など
	浄化槽設置関係手続	・設置届 ・使用開始報告  など
	狩猟免許取得関係手続	・免許申請 ・更新申請
	狩猟者登録関係手続	・登録申請 ・再交付申請  など
事業者	産業廃棄物管理票（マニフェスト）関係手続	・交付等状況報告書
	多量排出事業者の廃棄物処理計画関係手続	・計画書 ・実施状況報告書
	県外産業廃棄物搬入関係手続	・事前協議書 ・実績報告書
	道路占用許可関係手続	・許可申請 ・変更届  など
	競争入札参加資格（物品等）関係手続	・資格申請 ・登録事項変更届  など

【市町村への手続】

申請者	手続	提出先
住民	児童手当関係手続	・受給資格の認定請求 ・現況届  など
	保育関係手続	・支給認定申請 ・現況届  など
	児童扶養手当関係手続	・現況届
	介護関係手続	・要介護等認定申請 ・福祉用具購入費支給申請  など
	被害者支援関係手続	・罹災証明書発行申請 ・仮設住宅入居申請  など
事業者	税関係手続	・法人設立等の設置届  など
	道路占用許可関係手続	・許可申請 ・変更届  など